

発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデイジー教科書を教科用特定図書の対象とすることを求める意見書

平成 20 年 9 月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。

この教科書バリアフリー法の施行を機に、点字教科書や拡大教科書が教科用特定図書に認定され無償給付が始まりました。しかし、発達障がい等文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデイジー教科書（デイジー教科書）はまだその対象に含まれておらず、ボランティア団体の協力を得て提供されているのが実情です。

デイジー教科書は、通常の教科書と同じ内容をパソコンで提示し、音声を聞きながら、どこを読んでいるのかわかるように文字がハイライトされる仕組みになっています。平成 21 年度より文部科学省においても、障がいの特性に応じた教材や指導法について実証的な調査研究が行われています。デイジー教科書は、文部科学省の調査研究段階ではありますが、平成 21 年 12 月現在で約 300 人の児童生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デイジー教科書の普及が期待されています。

しかし、デイジー教科書は教科用特定図書として認められないため、無償給付の対象となっておらず、加えてその作成は、多大な時間と費用を要するにもかかわらず、ボランティア団体頼みであるため、デイジー教科書を必要とする児童生徒の一部にしか普及していません。教科書バリアフリー法の主旨は、点字教科書、拡大教科書に限らず、児童生徒の障がいに応じた教科書を無償給付することにあります。

よって、政府は、必要とする児童生徒・担当教員等にデイジー教科書を無償給付できるようデイジー教科書を教科用特定図書の対象とし、必要な体制の整備及び予算措置を講ずることを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年12月13日

長 崎 市 議 会